

スーパー定期 < 複利型 >

平成 25 年 1 月 4 日現在適用中

| | |
|---|---|
| 1. 商品名 (愛称) | ・自由金利型定期預金(M型) < 複利型 > (愛称: スーパー定期) |
| 2. ご利用いただける方 | ・個人のみ |
| 3. お預け入れ期間 | ・定型方式 3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年 |
| 4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位 | ・一括お預入れいただきます。 ・100円以上(総合口座の場合は、1万円以上) ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払戻しいたします。 ・預入日または自動継続日から1年経過後は1万円以上の金額で一部解約が可能です。 |
| 6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 | ・預入時の店頭表示の利率をもとに満期日までの適用利率を決定します。 (利率は「インフォメーションボード」に表示しております) ・一部解約後の残金についても引き続き上記の利率を適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6カ月毎の複利計算をします。 ・お利息は「利子所得」として、原則課税されます。 (平成49年12月31日まで、復興特別所得税が付加されることにより、一律20.315%の源泉分離課税となります。) |
| 7. 手数料 | |
| 8. 付加できる 特約事項 | ・総合口座のお取扱いができます。(貸越利息は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率を適用します。) ・少額貯蓄非課税制度の対象となる方はマル優のご利用ができます。 ・定型方式のものは自動継続のお取扱いができます。 |
| 9. 中途解約時の 取扱い | ・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利率とともに払戻します。 中途解約利率については別表2ご参照 |
| 10. その他参考と なる事項 | ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・一部解約部分については上記9. の中途解約利率を適用します。 ・この預金は預金保険の対象となります。 |

別表 2 添付

| | |
|-------------------|--|
| 当行が契約している指定紛争解決機関 | 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 |
|-------------------|--|